

必見!

介護予防・日常生活支援総合事業がはじまります!

第1回

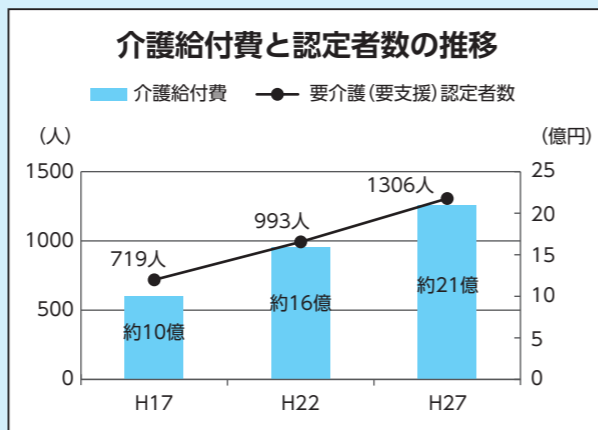
4月からはじまる介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）について3号連続でお知らせします。

◆精華町の現状と総合事業

精華町では、5人に1人が65歳以上と高齢化が進み、要介護・要支援認定者数も10年前と比較して倍増しています。それに伴い、介護保険の運営費用は増大し、介護給付費は10年前から約2倍の約21億円となっています。今後、高齢者の増加に伴い介護給付費の増大、介護人材の不足が見込まれ、介護保険制度の存続自体が危ぶまれています。

これらの現状を踏まえ、要介護状態となった方でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるように、「住まい」「医療」「介護」「介護予防・生活支援」が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。

「地域包括ケアシステム」構築のため国は、介護保険制度を改正し、市町村独自で、生活支援や介護予防のしくみづくりを「総合事業」として取り組むように示しています。



安心して生活できる精華町を目指して (地域包括ケアシステム)



ここが一番大切です!
介護予防の居場所づくりや生活支援の仕組みづくりを行政・住民・事業所・団体に共に取り組む必要があります。

～総合事業は、地域づくりです!!～

現在、町はコーディネーターと共に、住民団体やNPO、ボランティアなどが主体となって、「介護予防の居場所づくり」「地域による支え合い体制づくり」を行うことができるよう支援しています。居場所や地域の支え合い体制づくりにご興味のある方は、右記までご連絡ください。

◆総合事業が始まるとどうなるの?

総合事業は、65歳以上のすべての方を対象とした介護予防・生活支援事業です。この事業では、要介護認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。

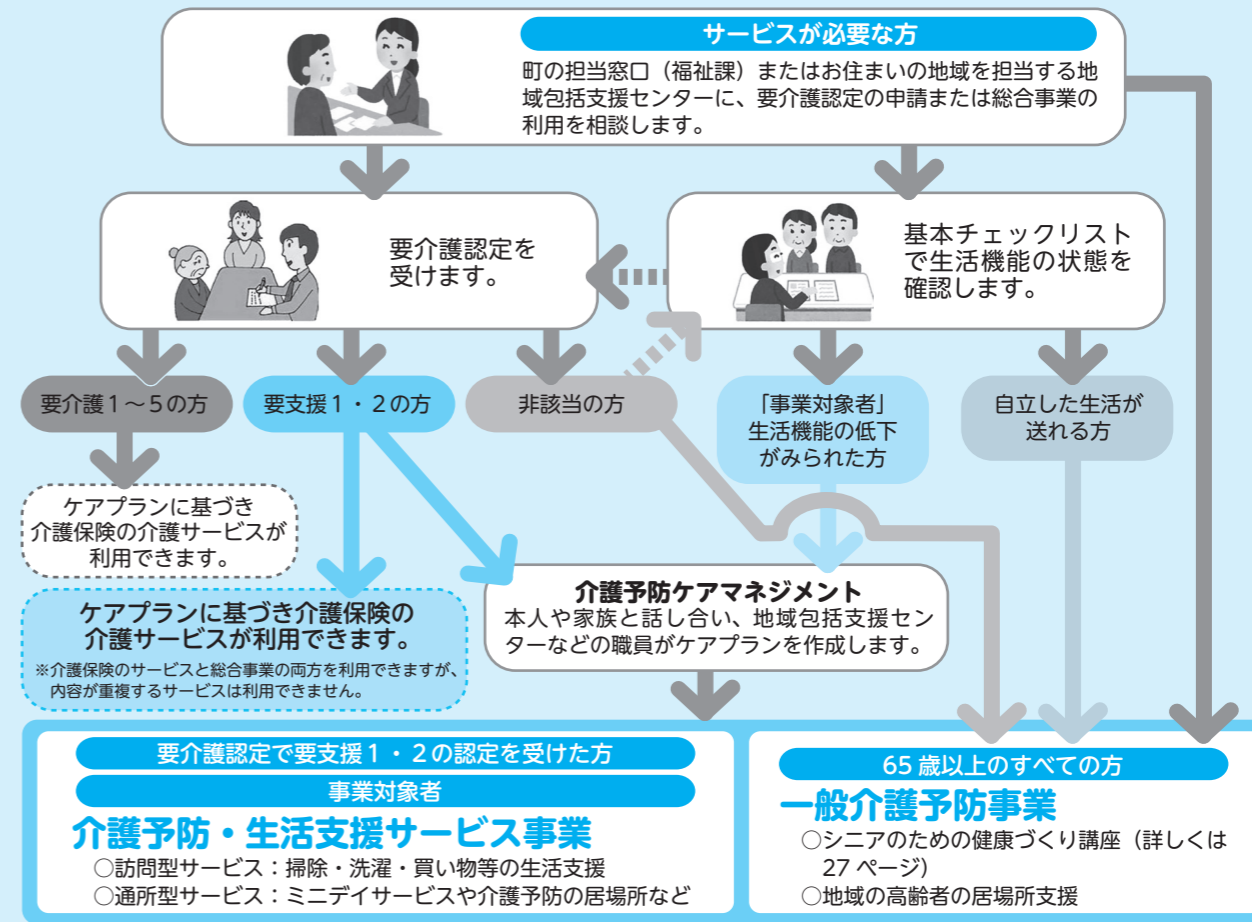
また、これまで行っていた要支援1・2の方向けの「介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「介護予防通所介護(デイサービス)」は、総合事業に移行します。

総合事業では、介護事業所、NPO、ボランティアなどさまざまな団体がサービスを提供します。

◆サービス利用の流れ

総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があります。

サービス利用の手続きの一部を簡素化し、基本チェックリスト(生活機能の低下を把握するための質問票)を受け「事業対象者」となれば、要介護認定を受けずにサービスを利用できるようになります。



◆総合事業に関するQ & A

- Q1. 現在、要支援でホームヘルプやデイサービスを利用していますが、今後も継続利用できますか?
- A1. 地域包括支援センターなどが予防プランの作成において、総合事業のサービスメニューよりあなたの自立を促すものを提案します。「専門職による支援が必要」と判断された場合には、引き続き従来のホームヘルプやデイサービスを利用することができます。
- Q2. 利用料は?
- A2. 一回当たりの利用料は、現在のデイサービスやホームヘルプサービスより高くなることはありません。自己負担の割合は、1割もしくは2割です。
- Q3. 介護予防訪問看護や福祉用具貸与など、そのほかのサービスを利用したい場合は?
- A3. 今までどおり、要介護・要支援認定の申請が必要です。

今回は本町の総合事業の通所型サービス(介護予防の居場所)をお知らせします。

問 精華町役場 福祉課 包括ケア推進係・高齢介護係 ☎95-1904、精華町北部地域包括支援センター(川西・精北小学校区) ☎94-5677、精華町南部地域包括支援センター(東光・精華台・山田荘小学校区) ☎94-4573